

熊本市中小企業信用保証料補給要綱

制定	昭和47年	4月	1日	市長決裁
改正	平成12年	3月22日		市長決裁
				(略)
	平成26年	4月24日		農水商工局長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成27年10月	1日		農水商工局長決裁
	平成30年	3月29日		市長決裁
	令和元年	9月26日		商業金融課長決裁
	令和2年	5月	7日	市長決裁
	令和4年	7月	8日	市長決裁
	令和5年	3月29日		市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市（以下「市」という。）が実施する中小企業融資制度要綱に基づく制度資金を受ける中小企業者が、熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付して、金融機関から借り入れたとき、その借入に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部又は全部を市が負担することにより、中小企業の負担軽減と振興に寄与することを目的とする。

(補給に関する事務)

第2条 補給に関する事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(補給の対象となる融資制度及び保証料)

第3条 補給の対象となる融資制度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度

2 補給の対象となる保証料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資制度の借入れの際に生じる保証料（ただし、熊本市中小企業対策融資保証料補助金交付要綱（平成15年2月1日制定）の適用がある場合においては、同要綱適用後の保証料）

(補給金の額)

第4条 補給額は、次の各号に掲げるとおりとし、次条に規定する申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度 保証協会が算出した保証料に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、円単位に切り捨てた額）
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度 保証協会が算出した保証料に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、円単位に切り捨てた額）。ただし、熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者（別記様式1-1を提出すること。）は、保証協会が算出した保証料の全額とする。
- (3) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
 - ア 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1年以内の者は、保証協会が算出した保証料の全額
 - イ 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該当する者（別記様式1-2を提出すること。）は、保証協会が算出した保証料の全額
- (4) 熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度 保証協会が算出した保証料の全額

(補給金の申請)

第5条 保証協会は、補給について、信用保証料補給申請書兼請求書（様式第1号）に信用保証料補給金請求明細リスト（様式第2号）を添付し、申請するものとする。

2 保証協会は、当月分の補給について翌月末日までに前項の申請を行うものとする。ただし、借入実績の確認に時間を要する等の事情により未申請の補給分が生じた場合、借入日に属する会計年度末日までに申請することができるものとする。

(補給金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する信用保証料補給申請書兼請求書の申請があったときは、その内容を審査し、信用保証料補給金を交付すべきものと認めたときは、信用保証料補給金交付決定兼交付確定通知書(様式第3号)により保証協会に通知する。

(補給金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する申請を適正と認めたときは、当該申請に係る補給を決定し、申請を受けた月の末日までに支払うものとする。ただし、3月分の補給については、4月末日までに支払うものとする。

(補給額の返還)

第8条 第3条に規定する融資を受けた中小企業者が、その金額を一括返済したときは、熊本県信用保証協会信用保証料徴収規定(昭和40年6月1日制定)第4条第2項に基づき、保証協会は市から補給を受けた金額を返戻するものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月2日から施行する。
- 2 平成15年7月2日から平成17年3月31日の間、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、熊本市起業化支援資金融資制度にかかる保証料については、全額を補給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月24日から施行する。
- 2 第3条第6号の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号及び第6条の規定による融資の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条第6号の熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度(熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。)の取扱については、改正前の熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置(熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。)の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 第3条第7号の熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度(熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。)の取扱については、改正前の熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置(熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。)の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第3条第8号の規定については、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成23年4月1日保証承諾分から平成24年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第3条第8号の規定については、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成24年4月1日保証承諾分から平成25年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成25年4月1日保証承諾分から平成26年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第2号及び同条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に保証される融資に係る補給額について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
(補給金の額の特例)
- 2 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度に該当する者にかかる保証料については、令和4年8月1日保証申込分から令和5年3月31日融資実行分において、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、全額を補給す

るものとする。

(第3条第1項第7号の失効)

3 第3条第1項第7号の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(第4条第1項第7号の失効)

4 第4条第1項第7号の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(補給金の額の特例)

2 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度に該当する者にかかる保証料については、令和5年4月1日から令和5年12月28日までに保証申込の受付を行い、かつ、令和6年3月31日までに融資を実行した分において、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に、改正前の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

信用保証料補給申請書兼請求書

年 月 日

熊本市長 様

〈申請兼請求者〉

住所 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

氏名 熊本県信用保証協会

会長 印

下記のとおり、 年 月分の信用保証料の補給を申請します。

金	十	億	千	百	万	千	百	十	円
額									

なお、信用保証料補給決定の上は、上記の金額を信用保証料補給明細書の内容により請求します。

〈内訳〉

信用保証料補給明細書のとおり。

〈振込指定口座〉

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人	

信用保証料補給金請求明細リスト

作成日 年 月 日 頁
 熊本県信用保証協会

補給先名:
 保証制度:

顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			
顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			
顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			
顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			
顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			
顧客番号	被保証人名	住所	金融機関名	保証承諾日	貸付実行日	保証期間	ヶ月
保証番号	保証金額		円				ヶ月
据置期間	保証料率	補給割合	円	補給額	%		
			保証料総額	円			

住所
熊本県信用保証協会
会長 様

熊本市長

熊本市中小企業信用保証料補給金
交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった信用保証料補給金については、熊本市中小企業信用保証料補給金要綱第5条の規定に基づき、信用保証料補給金の交付を決定し、また確定しましたので、下記のとおり通知します。

なお、信用保証料補給金は、信用保証料補給申請書兼請求書に指定された口座に送金致しますので、併せて通知します。

記

- 1 熊本市中小企業信用保証料補給金
- 2 熊本市中小企業融資制度要綱に基づく制度資金を受ける中小企業者が、熊本県信用保証協会の保証を付して、金融機関から借り入れたとき、その借入に係る信用保証料の一部又は全部を市が負担することにより、中小企業の負担軽減と振興に寄与することを目的とする。
- 3 金額 円
- 4 不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された信用保証料補給金があるときは、その返還及び信用保証料補給金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 5 前項に規定する請求に応じた信用保証料補給金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の信用保証料補給金等があるときは、当該他の信用保証料補給金等交付を一時停止することがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。